様式第5号（第5条関係）

(表)

第　　　　　号

住　民　実　態　調　査　員　証

所　属

職　名

氏　名

上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

御杖村長

(裏)

　　　住民基本台帳法（抄）

（調査）

第34条 市町村長は、定期に、第7条に規定する事項について調査をするものとする。

2　市町村長は、前項に定める場含のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条に規定する事項について調査をすることができる。

3　市町村長は、前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4　当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場含には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（秘密を守る義務）

第35条　住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者 は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔罰則〕

第45条　第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。